

連絡先：医療保健部食品安全課  
担当者：食品衛生班 柴田、大野、尾崎  
電話：059-224-2343

## 食中毒警報発令（第2号）

食中毒警報発令基準（1）に達したことから、本日11時に食中毒警報（第2号）を発令します。

1 発令日時  
令和元年9月9日（月） 午前11時

2 発令該当基準  
下記の気象状況は食中毒警報発令基準（1）に該当します。

気象状況（津：津地方气象台調べ）

9月9日	午前9時現在の気温	32.2℃	湿度	53%
	予想最高気温	35℃		
	最低気温	28.3℃		

3 伝達先  
医療保健総務課、長寿介護課  
子ども・福祉部（少子化対策課、子育て支援課、障がい福祉課）  
教育委員会（保健体育課）、環境生活部（私学課）  
農林水産部（農産物安全・流通課）  
各保健所、各市町  
（一社）三重県食品衛生協会、（公財）三重県生活衛生営業指導センター、  
（一社）三重県調理師連合会

4 食中毒警報発令基準

- （1）気温30℃以上が10時間以上継続することが予想される場合
- （2）気温25℃以上で相対湿度90%以上が10時間以上継続することが予想される場合
- （3）24時間以内に急激に気温が上昇し、その差が10℃を超えることが予想される場合
- （4）その他、食中毒及び感染症の発生状況等を勘案し、特に必要があると認める場合

5 警報の有効期間  
警報発令後48時間とします。

（参考）

警報発令状況	本年	2回（7月30日、9月9日）		
	前年	4回（7月11日、7月25日、8月6日、8月27日）		
三重県内食中毒発生状況	本年現在	5件（4月以降2件）	患者数	75人
（四日市市分を含む）	前年同期	3件（4月以降1件）	患者数	73人
	前年中	7件（4月以降5件）	患者数	115人

四日市市、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市と同時発令します